令和８年４月７日

令和８年度
文部科学省におけるキャリア実習及びインターンシップ
実施要領

（趣旨）

第１　本要領は，令和８年度文部科学省におけるキャリア実習及びインターンシップ（以下，便宜上「実習」という。）を実施する場合における実施方法，資格要件，遵守事項，その他必要事項を定めるものである。

（目的）

第２　本実習は，学生・生徒（以下，「学生等」という。）に広く文教・科学行政に対する理解を深めてもらうとともに，自己の職業適性や将来設計について考える機会を拡大することを通じて，主体的な職業選択や高い職業意識の育成を図ること，学部３年・４年ないしは大学院の学生においては，就業体験を通じて自らの仕事に就くための能力を見極めることを目的としている。

上記目的に加え，学生等の専攻分野の学修の深化に寄与するとともに，特に公務又は教育・スポーツ・科学技術・文化に関係する職業を志望する人材の育成への一助とすることを目的とする。

応募を希望する学生等が所属する学校（以下，「所属校」という。）においては，本実習の目的がより効果的に達成されるよう，事前及び事後指導も含め，教育課程の内外を通じて適切な指導を行うことが望ましい。

（対象者）

第３　本実習の対象者は，大学，大学院，短期大学，高等専門学校，専門学校，高等専修学校，高等学校，中学校の学生等であって，原則として，日本国籍を有する者とする。

なお、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省　令和４年６月 13 日一部改正）[1]にて整理された、大学等におけるインターンシップを始めとするキャリア形成支援に係る産学協働の取組みの趣旨に鑑み、上記（※）の対象のうち、学部３年・４年及び大学院の学生を対象とするものを「インターンシップ」（タイプ３）、学部３年・４年及び大学

[1] インターンシップのより一層の推進を図るため、インターンシップに関する共通した基本的認識や推進方策を、平成９年に当時の文部省、通商産業省、労働省において「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（以下、「三省合意」という。）として整理された。令和４年４月に「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」より、学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組みが４つに類型化されるとともにインターンシップの定義が改められた旨の報告書が発表されたことを受けて、同年６月に三省合意の一部改正を行った。

院以外の学生・生徒を対象とするものを「キャリア実習」（タイプ２）と称することとする。

（受入機関）

第４　本実習の受入機関は，文部科学省，文化庁及びスポーツ庁の各課室（参事官を含む。以下，「各課室等」という。）とする。

（実施時期及び期間）

第５　本実習の実施時期及び期間については，別途，令和８年度文部科学省におけるキャリア実習及びインターンシップ実施概要のウェブサイトに記載する。当該実施期間の間で，各課室等が設定する期間（概ね２週間を標準とし，５日間を下回ることは不可。）にて実施することとする。

（実習形態）

第６　本実習は，実地実施する。

（実習時間）

第７　本実習の実習時間は，原則として月曜日から金曜日までの連日，原則９時 30 分から 18 時 15 分までとし，うち 12 時 00 分から 13 時 00 分までを休憩時間とする。ただし，中学生の実習時間は，原則９時 30 分から 17 時 00 分までとし，うち 12 時 00 分から 13 時 00 分までを休憩時間とする。なお，実習の都合上必要が認められた場合は，あらかじめ実習生の同意を得て，上記時間以外にも実習を行う場合がある。

（受入計画）

第８　文部科学省の各課室等は，受入期間，受入人数，受入条件，実習内容及び各課室等の業務内容を記載した受入計画を策定し，大臣官房人事課へ提出する。

（募集）

第９　文部科学省は，文部科学省ホームページに第８において策定した受入計画，応募方法等を掲載し，募集を行う。

（応募方法及び応募締切）

第 10　本実習の応募方法及び応募締切は，次のとおりとする。

（１）所属校は，被推薦者一覧，調査票（教育機関用），調査票（学生・生徒用）を取りまとめ，大臣官房人事課に提出する。また，原則として学生等個人からの直接の申込みは受け付けないが，海外留学中の学生等，所属校を通じての申込みが困難な場合には，個別の事情等を勘案し，対応する。

（２）応募締切は，別途，令和８年度文部科学省におけるキャリア実習及びインターンシップ実施概要のウェブサイトに掲載する。

（実習生の選考及び受入可否決定の通知）

第 11　実習生の選考及び受入可否決定の通知については，次のとおりとする。

（１）文部科学省の各課室等は，応募を希望する学生等の所属校から推薦のあった学生等の中から，調査票（学生・生徒用）に基づき，実習生の選考を行う。各課室等によっては，必要に応じて面接を実施した上で，最終的な受入れの決定を行う。なお，選考後，実習生の辞退等により受入局課室に欠員が生じた場合は，受入れの調整を行う場合がある。

（２）受入可否決定の通知については，別途，令和８年度文部科学省におけるキャリア実習及びインターンシップ実施概要のウェブサイトに記載する通知予定日以降に所属校宛てに連絡する。なお，実習生の受入れが決定した際は，文部科学省と各所属校の責任者との間で覚書の締結を行う。

（実習計画）

第 12　各課室等は，実習生の希望等を踏まえた上で，実習計画を策定し，大臣官房人事課へ提出する。なお，この実習計画は，実習開始前日までに，所属校を経由して実習生に送付する。

（実習に係る費用負担）

第 13　文部科学省は，実習生に対し，賃金，報酬，手当及び交通費その他の費用を支給しない。よって，実習に係る経費（自宅から文部科学省への交通費，滞在費，食事代，保険料，通信費，関連施設の見学等を行う場合の必要経費等）は，原則として，実習生本人が負担することとする。

（実習期間中の事故等に伴う災害補償）

第 14　実習期間中の事故等に対する補償については，次のとおりとする。

（１）所属校は実習生に「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の災害補償保険及び賠償責任保険（以下，「学生保険等」という。）の両方に加入させるものとする。

（２）実習期間中の事故等により実習生が傷害を負った場合は，実習生の加入する学生保険等により補償する。また，実習生が文部科学省又は第三者に損害を与えた場合は，法令に従って処理するとともに，必要な補償は実習生が加入する学生保険等により補償する。

（実習期間中の服務）

第 15　実習期間中の服務は，次のとおりとする。なお，実習生は，実習初日に（１）から（５）に関する誓約書を作成し，文部科学省に提出する。

（１）実習期間中，実習生は国家公務員としての身分は保有しないが，文部科学省職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに，公務員について公務の信用を傷つけ，又は

公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていること等に鑑み，これらに類する行為をしてはならない。

（２）実習生は，実習期間中に知ることのできた秘密（国家公務員法第 100 条第１項に定めるもの）を外部（所属校を含む。）に漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。また，実習期間に関わらず，実習期間中に知ることのできた秘密（国家公務員法第 100 条第１項に定めるもの）を公開してはならない。

（３）実習生は，実習期間に関わらず，上記（１）及び（２）に該当する事柄について，外部掲示板等（民間企業が提供する SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含む）への情報の書き込みなどをしてはならない。

（４）実習生は，実習期間中は，原則９時 30 分までに文部科学省に登庁し，実習に関して文部科学省の指示に従うとともに実習時間中は実習に専念する。

（５）実習の欠務は，正当な事由による場合以外は認めないこととする。やむを得ず欠務する場合は事前に各課室等の指導担当者又はその他の関係職員に理由を付して申し出ることとする。なお，正当な事由による場合であっても，２日以上欠務した場合，文部科学省は実習を打ち切ることができるものとする。

（実習の打切り）

第 16　実習の打切りについては，次のとおりとする。

（１）文部科学省は，第 15 の（５）に該当する場合のほか，実習生が本要領及び覚書に従わない場合，その他実習を継続し難い事由が生じた場合は実習を打ち切ることができる。

（２）文部科学省は，実習を打ち切った場合は速やかに所属校にその旨を通知する。

（実習の辞退）

第 17　実習生が実習期間中に，やむを得ない事由により，実習を途中辞退することとなった場合，速やかに所属校から辞退届を文部科学省に提出するものとする。

（証明書）

第 18　文部科学省は，実習生の実習期間終了後，実習生に対して，参加証明書を交付する。

（レポート及びアンケートの提出）

第 19　実習生は，実習期間終了後３週間以内に，本実習に関するレポート及びアンケートを作成し，提出する。

（評価のフィードバック）

第 20　文部科学省は，受入課室における指導担当者が記載した学生評価票を学校経由にて送付する。

（担当部署）

第 21　本実習は，大臣官房人事課が，各課室等と連携し，実施するものとする。

（その他）

第 22　本実習におけるその他の事項については，次のとおりとする。

（１）所属校は，実習期間中及び実習終了後，実習生が実習期間中に知ることのできた秘密（国家公務員法第 100 条第１項に定めるもの）を外部（所属校を含む。）に漏らさぬよう指導・監督する。

（２）学部３年・４年及び修士課程の学生を対象とするインターンシップを通じて取得した学生情報は、広報活動開始時期後に広報活動に、採用活動開始後に採用活動に使用することも可能とする。なお、博士後期課程学生については、政府による就職・採用活動に関する要請の対象外[2]であるため、この限りではない。

（３）実習にあたり、特別な配慮が必要な場合は、調査票に記載すること。その際、記載された情報は、配慮の提供にあたってのみ使用することとする。

（４）本要領に定めのない事項及び本要領に関して疑義が生じた事項については，文部科学省と所属校が協議して決定するものとする。

[2] 学生が学修時間等を確保しながら安心して就職活動に取り組むことができるよう、内閣官房・文部科学省・厚生労働省・経済産業省において、毎年度、関係省庁連絡会議を開催し、当該年度の大学２年次に属する学生等の「就職・採用活動日程に関する考え方」をとりまとめ、就活・採用活動日程をはじめとする事項を遵守いただくよう経済団体等へ要請している。本要請については、日本国内の大学、大学院修士課程、短期大学、高等専門学校の卒業・修了予定者が対象であり、大学院博士課程（後期）に在籍している院生はこの限りではないとされている。